

京都大学アートサイエンスユニット要項

平成28年7月29日
総長裁定制定

第1 京都大学に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第50条の3の規定に基づき、「美とはなにか」「美の創造」を中核とした理工系的視点から美のはたらきを解明するための先端研究を行う組織として、アートサイエンスユニット（以下「ユニット」という。）を置く。

第2 ユニットにおける研究は、こころの未来研究センター、高等教育研究開発推進センター、物質-細胞統合システム拠点、人間・環境学研究科、情報学研究科、工学研究科、学術情報メディアセンター、人文科学研究所、フィールド科学教育研究センター、思修館が連携して行う。

第3 ユニットの実施期間は、平成29年3月31日までとする。（設置期間の延長手続可）

第4 ユニットに、ユニット長を置く。

2 ユニット長は、第2に掲げる部局の教授のうちから、第5に定める運営協議会の議に基づき任命する。

3 ユニット長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のユニット長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 ユニット長に事故があるときは、あらかじめユニット長が指名する者が、その職務を代行する。

5 ユニット長は、ユニットの所務を掌理する。

第5 ユニットに、ユニットにおける研究の実施その他運営に関する重要事項を審議するため、運営協議会を置く。

2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

第6 ユニットの事務は、ユニット長の所属する部局の事務部において処理する。

第7 この要項に定めるもののほか、ユニットの組織及び運営に関し必要な事項は、ユニット長が定める。

附 則

1 この要項は、平成28年7月29日から実施する。